

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 経済産業省

<記載例1> (注5)

23年度成立予算における政策評価体系図 【基本(実施)計画(19年9月26日策定)】(注3)	
上位レベル (注1, 2)	
中位レベル (注1, 2)	
下位レベル (注1, 2)	
I. 競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展	
1. 経済産業政策	
01 産業人材	
02 技術革新の促進・環境整備	
03 知的財産の適切な保護	
04 工業標準・知的基盤の整備	
05 経営イノベーション・事業化促進	
06 ITの利活用の促進	
07 流通・物流基盤整備	
08 情報セキュリティ対策の推進	
09 消費者行政(製品・取引)の推進	
10 経済産業統計の整備	
2. 対外経済政策	
11 通商政策	
12 貿易投資促進	
13 経済協力の推進	
14 貿易管理	
3. ものづくり・情報・サービス産業政策	
15 ものづくり産業振興	
16 情報産業強化	
17 サービス産業強化	
18 コンテンツ産業強化	
19 化学物質管理	
4. 中小企業・地域経済産業政策	
20 中小企業事業環境の整備	
21 経営革新・創業促進	
22 経営安定・取引の適正化	
23 まちづくりの推進	
24 地域経済の活性化の推進	
5. エネルギー・環境政策	
25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	
26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用	
27 省エネルギーの推進	
28 原子力の推進・電力基盤の高度化	
29 鉱物資源の安定供給確保	
30 温暖化対策	
31 資源循環推進	
32 環境経営・競争力の強化	
6. 原子力安全・産業保安政策	
33 原子力安全	
34 産業保安	

24年度概算要求における政策評価体系図 【基本(実施)計画(23年6月27日策定)】(注4)		政策評価 調書番号
上位レベル		
中位レベル		
※旧下位レベル		
I. 日本経済の復興・再生		
1. 経済成長		(注6)
01 産業人材		
02 技術革新の促進・環境整備		
03 知的財産の適切な保護		
04 工業標準・知的基盤の整備		
05 経営イノベーション・事業化促進		
06 ITの利活用の促進		
07 流通・物流基盤整備		
15 ものづくり産業振興		
16 情報産業強化		
17 サービス産業強化		
18 コンテンツ産業強化		
21 経営革新・創業促進		
24 地域経済の活性化の推進		
10 経済産業統計の整備		
2. 対外経済政策		2
11 通商政策		
12 貿易投資促進		
13 経済協力の推進		
14 貿易管理		
3. 資源エネルギー・環境政策		3
25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保		
26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用		
27 省エネルギーの推進		
28 原子力の推進・電力基盤の高度化		
29 鉱物資源の安定供給確保		
30 温暖化対策		
31 資源循環推進		
32 環境経営・競争力の強化		
4. 取引・経営の安心		4
20 中小企業事業環境の整備		
23 まちづくりの推進		
09 消費者行政(製品・取引)の推進 ※取引の部分のみ		
22 経営安定・取引の適正化		
08 情報セキュリティ対策の推進		
5. 生命・身体の安全		5
33 原子力安全(※)		
34 産業保安		
19 化学物質管理		
09 消費者行政(製品・取引)の推進 ※製品の部分のみ		

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること
 2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。
 3. 23年度成立予算における政策評価体系図については、23年度成立予算に沿って実施する政策の評価に係る体系図を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(23年度成立予算に対応する政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。
 4. 24年度概算要求における政策評価体系図については、概算要求に沿って24年度において実施することが予定されている政策を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、24年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
 5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。
 6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。